

宮城県と株式会社ザイマックスとの転職なき移住等の促進に関する連携協定

宮城県（以下「甲」という。）と株式会社ザイマックス（以下「乙」という。）とは、相互に連携して本県への転職なき移住等の促進を図ることにより、自然の豊かさと都市機能の便利さを兼ね備えた暮らしやすい移住先として本県に関心を持つ方々の移住・定住を実現させるため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と協働により、本県への転職なき移住等の促進を図ることにより、人口減少社会における地域力の維持・強化の実現を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）転職なき移住の促進に関すること。
 - （2）二地域居住の促進に関すること。
 - （3）その他、本県への移住及び地域社会の活性化に関すること。
- 2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、随時、打合せを行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村その他団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、自らの関係会社を実施させることができる。

（協定の有効期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がなかった場合は、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は甲を除く政府、裁判所その他公的機関の開示命令若しくは開示要請を受けた場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

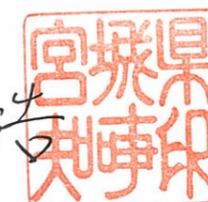
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年2月3日

甲 宮城県知事

村井 嘉浩



乙 東京都港区赤坂一丁目1番1号
株式会社ザイマックス
代表取締役

島田 雅文

